

佐賀市 企業の工場立地を支援いたします！

対象の企業が土地を取得し、佐賀市内に工場等を建設する際、要件を満たす場合に限り、対象経費の一部について補助します！

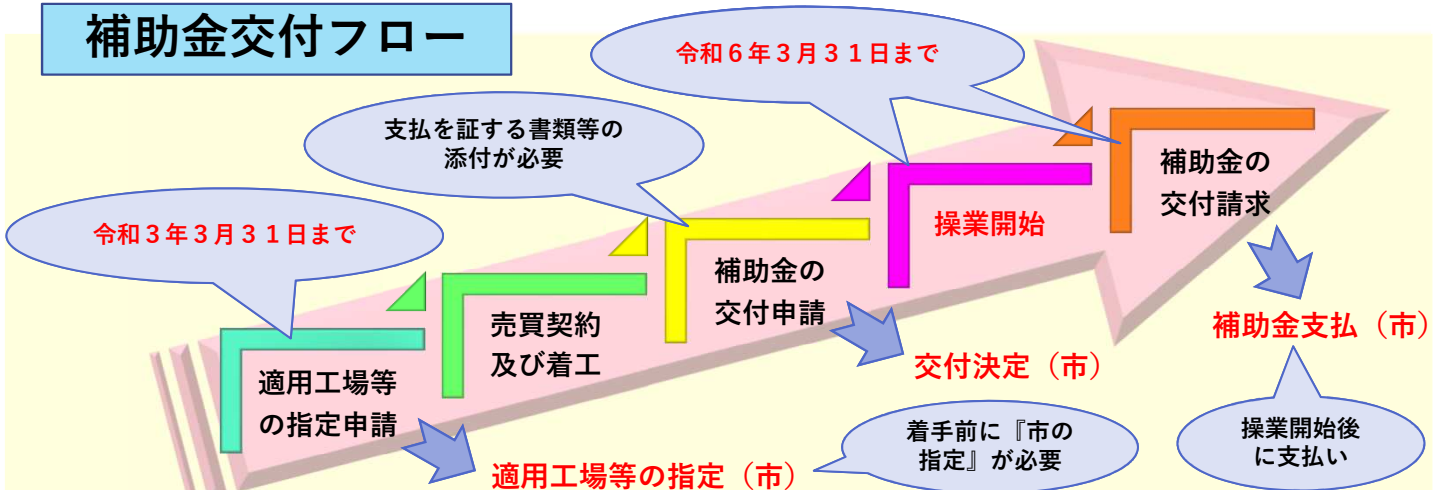


対象経費（基盤整備に要するもの）

○土地（建物付を含む）購入費、造成（測量設計含む）にかかる経費

要件	対象業種	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
	条件	<ul style="list-style-type: none"> ○上記業種のための工場等であること（「駐車場のみ」「資材置き場のみ」等は対象外） ○立地(※)する敷地の総面積が 500㎡ 以上であること ○操業開始時において、常用労働者の配置を 3名 以上とすること ○令和6年3月31日までに操業を開始すること ○開発許可や農地転用許可が見込まれること <p>(※)立地：土地（建物付を含む）の取得による工場等の建設</p>

補助金交付フロー



※本事業は事前に市から（補助対象施設として）適用工場等の指定を受ける必要があります。なお、適用工場等の指定申請期間は令和3年3月31日までとします。

※補助金の申請について、各種申請の手続きがございます。詳しくは下記お問い合わせ先までご相談ください。

【お問い合わせ先】

佐賀市役所 経済部 工業振興課
電話番号：0952-40-7108

〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号
FAX：0952-40-7399

メールアドレス：kogyo@city.saga.lg.jp

